



第 056-1 号

令和5年6月15日

学校法人外所学園 理事長 様

高崎市長 富岡 賢治

(担当：福祉部指導監査課)

(担当：福祉部保育課)



高崎市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の遵守について（勧告）

貴法人が運営する幼保連携型認定こども園「むつみ幼稚園」に対し、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第19条及び子ども・子育て支援法第38条に基づき令和5年4月20日に実施した特別監査の結果、高崎市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例等を遵守していないことが認められたので、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第20条及び子ども・子育て支援法第39条に基づき、下記のとおり勧告します。

なお、この勧告に係る期限までに勧告に従わなかったときは、子ども・子育て支援法第39条に基づき、その旨を公表することがあります。また、正当な理由なくその勧告に係る措置をとらなかったときは、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第20条及び子ども・子育て支援法第39条に基づき、期限を定めてこの勧告に係る措置をとるべきことを命ずることがあります。その命令をした場合は、子ども・子育て支援法第39条に基づき、その旨を公示することとなります。

注意（根拠法令等について）

- 1 高崎市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第35号。以下「幼保基準条例」という。）
- 2 高崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第37号。以下「特定教育・保育施設基準条例」という。）
- 3 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）
- 4 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）
- 5 幼保連携型認定こども園教育・保育要領（平成29年3月31日内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第1号）

1 施設名 幼保連携型認定こども園 むつみ幼稚園

2 事実認定及び勧告理由

(1) 虐待行為について

幼保連携型認定こども園の職員は、利用児童に対し、児童福祉法第33条の10に掲げる行為その他当該児童の心身に有害な影響を与える行為をしてはならないところ、児童に対する暴言及び安全への配慮を怠る等の虐待行為が認められた。

バス運転手が園児の発言に腹を立て「バスを降りろ」と指示したことは、「ことばや態度による脅かし」「こどもの自尊心を傷つけるような言動」「感情のままに（大声で）指示する」等の心理的虐待であり、バス運転手が添乗保育教諭に「ドアを開けろ」と指示し園児をバスから一人で降ろしたことは、「戸外に締め出す」身体的虐待であり、「こどもの安全への配慮を怠り、こどもを故意に放置する」「外に締め出す」「職務上の義務を著しく怠る」といったネグレクト（放任）に該当する。

(2) バス運転手の職務上の義務違反、虐待行為及び責任について

園児の安全を守らなければならない立場であるバス運転手が、安全に対する意識が低下し、バス運転手として取るべき行動を考え、判断することができず、一時的な感情に流され、職務上の義務に違反し、職務を怠ったこと及びバス運転手が心理的虐待、身体的虐待、ネグレクト（放任）の虐待を行ったことが認められた。今回の事案については、バス運転手は、園児に対して「バスを降りろ」と指示し、添乗保育教諭にはバスから降ろすよう指示するという虐待行為により園児の生命を危険にさらす事態を招いており、元理事長であるバス運転手の責任は重大であり、その責任は厳しく問われるべきである。

(3) 添乗保育教諭について

バス運転手から指示されたことに対して、添乗保育教諭は、園児の身を守ることを第一に考え、危険を阻止する行動をとる必要があったが、添乗保育教諭が送迎バスの扉を開け、一時的に当該園児を送迎バスから降ろしてしまった。しかしながら、元理事長であり、依然として園内で多大な影響力がある人間からの指示であったため、添乗保育教諭は指示されたように対応せざるをえない状況があった。園（法人）は、これらの立場、状況や心情等を考慮した対応を講じず、添乗保育教諭に対し元理事長であるバス運転手と同程度の処分を下し、過剰な責任を負わせたこと、また、添乗保育教諭は、依願退職に追い込まれてしまったことが認められた。

(4) 園の運営体質について

これまで、園長をはじめ園経営陣関係者（経営陣親族）は、元理事長であるバス運転手に対して、身内であるが故に適正な指導監督を行っていないことが認められた。また、職員は、影響力がある人間からの指示には逆らえない、園長をはじめ園経営陣に対して意見等を上げられない、上げてても汲んでもらえないと考えてしまう状況が認められた。こういった園の運営体質が今回の事態の一因にあるが、施設運営を管理する立場にある者の責任の所在が明らかにされていないことが認められた。

(5) 園長の管理監督について

園長は、施設運営に関わる状況の把握や職員の管理監督を担うべき最高責任者という立

場にあるが、バス運転手に対する指導・教育、処分等の措置を適切に講じていないことが認められた。今回の事態の一因に園長の監督不行き届きがあり、園長の責任は重大である。

3 勧告事項

上記について次のとおり改善を勧告します。

(1) 虐待防止・撲滅のため責任を明確にし、厳正な措置を講ずること

① 虐待行為について

法令等により「虐待行為、その他児童の心身に有害な行為を与える行為はしてはならない」、「子どもに対する体罰や言葉の暴力が決してあってはならない」、「園児の安全・安心が最も配慮されるべき園において、虐待はあってはならない、虐待等の発生を未然に防がなければならない」とされているが、これらに反して今回、当園において虐待行為が認められたため、虐待防止・撲滅策、再発防止策並びにバス運行に係る安全対策を直ちに講じ、市へ報告すること。

② バス運転手の職務上の義務違反、虐待行為及び責任について

虐待行為により園児の生命を危険にさらす事態を招いた元理事長であるバス運転手の責任は重大であるため、法人として責任を明確にし、元理事長であり、園経営陣関係者（経営陣親族）であったことを踏まえたうえでの厳正な処分が行われたか、処分等の内容と妥当性について理事会等の場で検証し、市へ報告すること。

③ 添乗保育教諭について

元理事長であるバス運転手から指示されたように対応せざるをえなかった添乗保育教諭が依願退職へ追い込まれたこと、添乗保育教諭に対し元理事長であるバス運転手と同程度の処分が下され、過剰な責任を負わせられたこと等の内容と妥当性について理事会等の場で検証し、市へ報告すること。また、検証結果に応じて、当該添乗保育教諭に適切に対応すること。

④ 園の運営体質について

今回の事態に対する施設運営を管理する立場にある者の責任の所在を明らかにし、市へ報告すること。

職員が園長をはじめ園経営陣関係者に意見等を上げられない、園経営陣が身内に対して適正な指導監督ができない運営体質を抜本的に改め、職場環境を改善して園児の健やかな成長と園児の命を守る教育・保育を職員と一体となって連携、協力しあい実践していくこと。その具体的な取り組みについて、市へ報告すること。

《根拠法令等》

- ・ 幼保基準条例第 16 条により準用高崎市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 24 年条例第 39 号）第 5 条、第 11 条
- ・ 特定教育・保育施設基準条例第 3 条、第 25 条
- ・ 子ども・子育て支援法第 33 条
- ・ 幼保連携型認定こども園教育・保育要領第 1 章第 1 及び第 2 の 1 (4)

(2) 園長の監督責任を明確にすること

園長がバス運転手に対して指導・教育、処分等の措置を適切に講じていないこと、また、園長をはじめ園経営陣関係者に対して、職員が意見等を上げられない園の運営体質があるこ

とについて、園長の責任は重大である。園長は、自身の責任を明らかにするとともに、保護者説明会及び書面においてその責任の所在と今後の園運営の体制や取組姿勢について説明、謝罪を行うこと。

園長は、園児の健やかな成長を育み、園児の命を守る園の最高責任者であるという職責を十分に認識し、その職責を全うするため必要な管理監督を行うこと。

《根拠法令等》

- ・ 幼保基準条例第 16 条により準用高崎市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 24 年条例第 39 号）第 5 条、第 11 条
- ・ 特定教育・保育施設基準条例第 3 条、第 25 条
- ・ 子ども・子育て支援法第 33 条
- ・ 認定こども園法第 14 条
- ・ 幼保連携型認定こども園教育・保育要領第 1 章第 3 の 6

（3）保護者への説明責任を果たすこと

保護者との信頼回復のため、責任の所在、園の運営体質や職場環境の改善、勧告内容、勧告改善結果、検証結果、虐待防止・撲滅策、再発防止策並びにバス運行に係る安全対策について、保護者説明会及び書面により誠実に報告、説明し、その取り組み状況については定期的に周知し、保護者への説明責任を果たすこと。

保護者の意見は真摯に受け止め、適切に対応すること。

保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情解決の手順を明確にし、職員間の共通認識及び情報共有を図り、その手順については保護者にも周知すること。

《根拠法令等》

- ・ 幼保基準条例第 16 条により準用高崎市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 24 年条例第 39 号）第 5 条、第 11 条
- ・ 特定教育・保育施設基準条例第 3 条、第 25 条、30 条
- ・ 子ども・子育て支援法第 33 条
- ・ 認定こども園法第 24 条

4 改善期限

令和 5 年 7 月 18 日（火）

5 勧告事項改善報告書の提出について

- （1）別紙様式 1 の勧告事項改善報告書にこの勧告に係る改善状況を記載し、その状況を客観的に確認できる資料を添付して提出してください。なお、改善できない理由がある場合には、その理由を具体的に記載してください。
- （2）勧告事項改善報告書の提出期限は、令和 5 年 7 月 18 日（火）とします。
- （3）改善状況を確認するために、場合によっては、施設を訪問すること等があります。

| |
|--|
| 担当：高崎市福祉部指導監査課 電話：027-321-1354（直通） 担当：高崎市福祉部保育課 電話：027-321-1246（直通） |
|--|